

富士見市印鑑条例改正の要旨

1 制定趣旨

成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年第37号）が施行されたことを受け、成年被後見人の印鑑の登録資格に係る排除規定の見直しを行う必要が生じたため、富士見市印鑑条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 第3条（登録資格）

- ・第2項第2号「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

(2) 第15条（印鑑登録の抹消）

- ・第2項中の第4号の次に「（後見開始の審判を受けたときを除く。）」を加える。

3 施行日

公布の日から施行

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）新旧対照表

新	旧
<p>(登録資格)</p> <p>第3条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、一人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑の登録を受けていた者にその旨を通知するものとする。ただし、その者が前項第3号、第4号<u>（後見開始の審判を受けたときを除く。）</u>又は第6号の規定に該当する場合その他市長が通知をすることを要しないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第3条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、一人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑の登録を受けていた者にその旨を通知するものとする。ただし、その者が前項第3号、第4号<u>_____</u>又は第6号の規定に該当する場合その他市長が通知をすることを要しないと認めるときは、この限りでない。</p>